

## 2022年7月試験まで対応の模擬テストをご購入いただいた皆様へ

第43回(2022年11月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行した知的財産管理技能検定の模擬テストの内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第43回	2022年11月6日(日)	2022年5月1日
第44回	2023年3月12日(日)	2022年9月1日
第45回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

### 改訂に関連する法律

農林水産省ホームページ

種苗法の一部を改正する法律

(施行:令和4(2022)年4月1日)

URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/>

特許庁ホームページ

弁理士法の改正

(施行:令和4(2022)年4月1日)

URL : <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2022/document/2022-42kaisetsu/16.pdf>

※2022年7月25日現在

■ 2級模擬テスト

該当箇所	変更前	変更後
2級 実技 問題 P17 問 34 問題本文	別表1（特許法第195条関係）抜粋 特許出願をする者 1件につき14,000円 出願審査の請求をする者 1件につき <b>11万8千円に1請求項につき4千円を加えた額</b>	別表1（特許法第195条関係）抜粋 特許出願をする者 1件につき14,000円 出願審査の請求をする者 1件につき <b>138,000円+(請求項×4,000円)</b>
2級 実技 解答解説 P18 問 34 解答・解説	正解： <b>146,000円</b> 出願審査の請求をする者は、1件につき <b>118,000円</b> に1請求項につき4,000円を加えた額の手数料を納付しなければなりません(特許法195条2項)。 本問において、出願審査請求時点での請求項の数は、7つです。 したがって、審査請求に必要な費用は、 <b>118,000</b> (円/件)+4,000(円/請求項)×7= <b>146,000</b> 円となります。	正解： <b>166,000円</b> 出願審査の請求をする者は、1件につき <b>138,000円</b> に1請求項につき4,000円を加えた額の手数料を納付しなければなりません(特許法195条2項)。 本問において、出願審査請求時点での請求項の数は、7つです。 したがって、審査請求に必要な費用は、 <b>138,000</b> (円/件)+4,000(円/請求項)×7= <b>166,000</b> 円となります。

### ■ 3級模擬テスト

該当箇所	変更前	変更後
3級 学科 問題 P10 問28 問題本文	ア～ウを比較して、弁理士、 <b>特許業務</b> 法人、弁護士が、他人の求めに応じ報酬を得て行う独占業務として、最も不適切と考えられるものはどれか。	ア～ウを比較して、弁理士、 <b>弁理士</b> 法人、弁護士が、他人の求めに応じ報酬を得て行う独占業務として、最も不適切と考えられるものはどれか。
3級 学科 解答解説 P12 問28 選択肢ウ	特許原簿等への登録申請の手続きについては、弁理士等の独占代理業務には含まれないため、弁理士、 <b>特許業務</b> 法人、弁護士以外の者であっても行うことができます。	特許原簿等への登録申請の手続きについては、弁理士等の独占代理業務には含まれないため、弁理士、 <b>弁理士</b> 法人、弁護士以外の者であっても行うことができます。
3級 実技 問題 P9 問21 問題本文	甲は品種 A について品種登録を受けている。ア～ウを比較して、育成者権に関する記述として、最も <b>適切</b> と考えられるものはどれか。	甲は品種 A について品種登録を受けている。ア～ウを比較して、育成者権に関する記述として、最も <b>不適切</b> と考えられるものはどれか。
3級 実技 問題 P9 問21 選択肢イ	甲より種苗の譲渡を受けた農家が、収穫物の一部を次の作付けの種苗として使用するためには、甲の許諾を得る必要がある。	甲は、品種登録出願時に、輸出可能な国または栽培可能な地域を指定することができる。
3級 実技 解答解説 P7 問21 選択肢イ	イ 不適切 農家の次の作付けのために収穫物から種を保存して使用する自家増殖については、育成者権者の効力が及ばないため、甲の許諾を得る必要はありません。 なお、種苗法改正により 2022 年 4 月 1 日以降は、農業者が収穫物の一部を次の作付けの種苗として使用する行為（自家増殖）にも育成者権の効力が及ぶこととなるため、育成者権者の許諾が必要となります。	イ 適切 種苗法改正により 2021 年 4 月 1 日より、品種登録出願時に、輸出可能な国または栽培可能な地域を指定できるようになりました。 これにより、指定した国以外への輸出または栽培可能な地域以外で栽培する行為に対して、育成者権の効力を及ぼすことができるようになりました。